

令和 3 年第 2 回

長万部町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 1 5 日 開会

令和 3 年 6 月 1 8 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 3 年 6 月 1 5 日（火曜日）第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （長万部町税条例等の一部を改正する条例）	-----	11 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について （令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 19 号））	-----	13 頁
○承認第 3 号 専決処分の承認について （令和 3 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））	-----	15 頁
○議案第 1 号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	-----	16 頁
○議案第 2 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	17 頁
○議案第 3 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例	-----	17 頁
○議案第 4 号 長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例	-----	19 頁
○議案第 5 号 財産の取得について	-----	20 頁
○議案第 6 号 令和 3 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）	-----	21 頁
○議案第 7 号 令和 3 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	-----	28 頁
○議案第 8 号 令和 3 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）	-----	29 頁

○報告第1号	令和2年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について	--	30頁
○休会の決定	-----		31頁
○散会宣告	-----		31頁

令和3年第2回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 3年 6月15日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 3年 6月15日（火） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡正志	水道ガス課長	中里博也
副町長	佐藤英代	出納室長	岡野喜美雄
総務課長	佐藤久	消防長	中田義之
まちづくり推進課長	中山裕幸	病院事務長	佐藤修
新幹線推進課長	岸上尚生	教育長	近藤英隆
税務課長	本前武広	学校教育課長	對馬政宏
町民課長	佐藤剛	社会教育課長	神野隆之
保健福祉課長	岡部忠	選挙管理委員会事務局書記長	佐藤久
健康推進室長	野澤明子	監査事務局長	豊嶋慎一
産業振興課長	小川洋	農業委員会事務局長	小川洋
建設課長	加藤慶一		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋慎一
議会事務局主幹	増田理恵
議事係	工藤大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認について (長万部町税条例等の一部を改正する条例)
日程第5	承認第2号	専決処分の承認について (令和2年度長万部町一般会計補正予算(第19号))
日程第6	承認第3号	専決処分の承認について (令和3年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
日程第7	議案第1号	長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第2号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第3号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第4号	長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第5号	財産の取得について
日程第12	議案第6号	令和3年度長万部町一般会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第7号	令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第8号	令和3年度長万部町病院事業会計補正予算(第1号)
日程第15	報告第1号	令和2年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越に ついて

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和３年第２回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。監査委員から２月分から４月分までの出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において３番高橋議員、６番橋本議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から１８日までの４日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から１８日までの４日間に決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第３、行政報告を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 第２回町議会定例会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、令和2年度各会計の出納閉鎖による決算見込みについて申し上げます。

一般会計は、1億6,146万8,000円の繰越となりました。歳入は、繰越明許費分を除いた予算に対して132万1,000円の増で、町税が予算に対し2,754万2,000円の増となり、歳出は、令和3年度への繰越明許費分を除いた実質の不用額は1億5,583万3,000円であります。

後期高齢者医療特別会計は、77万円の繰越となりました。

国民健康保険特別会計は、1,153万円の赤字となりました。令和2年度の赤字は、令和3年度の歳入を繰り上げて補てんすることとなるため、5月31日付で令和3年度補正予算を専決処分いたしました。

介護保険特別会計は、5,814万1,000円の繰越となりました。繰越となった主な要因は、介護保険給付費などの減によるものであります。なお、介護保険給付費に係る交付金等は、給付費の割合で交付されるもので、翌年度に精算されることから、精算額が確定次第、議会へ補正予算を提案いたします。

公共下水道事業特別会計は経費の節減に努める中、各支出科目の不用額の発生等により、1,993万9,000円の繰越となりました。

ガス事業会計は、年間ガス販売量が前年度対比2万6,000立方メートル減の20万1,000立方メートルとなり、ガス売上は909万円の減収となりました。事業収支では、経費の節減に努めましたが、修繕費等が増となったことから、1,742万5,000円の当年度純損失となっております。この当年度純損失を前年度繰越欠損金3億9,614万3,000円に加えますと、当年度未処理欠損金は4億1,356万8,000円となります。

水道事業会計は、年間給水量が前年度対比1万立方メートル減の59万立方メートルとなり、給水収益は140万5,000円の減収となりました。事業収支では、経費の節減等により2,350万4,000円の当年度純利益となり、前年度繰越欠損金はありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金は2,350万4,000円となります。

病院事業会計は、前年度に比較し入院患者数は33.2%の減少となり、入院収益は2,482万8,000円の減収となりました。外来患者は13.3%の減少となり、外来収益は1,185万3,000円の減収となりました。支出では、前年度に比べ医業費用が786万2,000円の増加、医業外費用は35万6,000円の増加となっております。事業収支では、一般会計から3億9,500万円の補助金を繰入れたものの、期末決算では2,063万7,000円の当年度損失となり、この当年度純損失を前年度繰越欠損金4億9,624万円に加えますと、当年度未処理欠損金は5億1,687万7,000円となります。なお、会計の詳細については決算上程の際に関係資料を提出いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

北海道の新規感染者数が過去最高を更新するなど、厳しい感染状況を踏まえ、5月14日の政府対策本部において、北海道が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月16日から5月31日までの期間を緊急事態措置区域として追加決定されました。これを踏まえ北海道では、これ以上の新型コロナウイルス感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施することといたしました。

町では、緊急事態宣言発令の方針が示された段階で新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開

催し、感染拡大防止や接触機会の低減を図る観点から公共施設の休館等をいち早く決定し、住民へ周知をいたしました。

北海道内では依然として新規感染者が高い水準で推移しており、緊急事態宣言の期限が延長され6月20日までとされております。引き続き北海道が実施する対策の積極的かつ効果的な推進に向け協力するとともに、地域の実情に即した感染症対策を着実に実施してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

5月17日から高齢者施設4施設の入所者および職員281名を対象に接種を開始しており、現在2回目の接種を実施中であります。今年度中に65歳以上になる方2,278人を対象に実施したワクチン接種意向調査は、5月末現在、「接種を希望する」と回答した方が1,984人、「接種を希望しない」と回答した方が82人、未提出の方が212人となっております。長万部町福祉センターを会場とする65歳以上の高齢者の集団接種は、高齢者施設の接種が終了する翌日の6月22日から実施することとしており、接種券等は6月初めに接種を希望された方へ発送しております。

なお、国から高齢者向け接種の前倒しの方針が示され、接種体制の拡充を求められていたことから、接種時間の延長や接種日の拡大などにより、高齢者の2回接種完了を7月末を目途として、予定を繰り上げて実施しております。ワクチン接種が円滑に進むよう、長万部町立病院と連携を図りながら全庁あげて取り組んでまいります。また、16歳以上64歳以下の方を対象とした接種についても引き続き実施する予定であります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

長万部町まちづくり基金条例による、ふるさと納税の令和2年度の寄付状況は、返礼品の主要品目である鮭・鱒イクラ醤油漬けの原材料高騰により、ほかの自治体の同等品よりも割高となったことから寄付額が大幅に落ち込み、2,835件、4,977万円となり、前年度と比べ2,630件、3,117万円の減となりました。なお、令和2年度末現在の基金残高は、まちづくり基金を取り崩し、各目的別事業の財源として、合計8,070万円を充当し、1億5,999万2,941円となっております。今後は、返礼品等の充実を図るとともに、町を応援してもらうための取組を強化しながら、ふるさと納税による寄付の拡大を目指してまいります。さらに、企業版ふるさと納税を活用するためのプロジェクト立案の検討を行ってまいります。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。

東京理科大学の4月開催の理事会において、新理事長として浜本隆之氏が選任されました。コロナ禍であるためWEB面談でのご挨拶となりましたが、ご就任のお祝いを申し上げますとともに、今後の町と大学との連携・協力をお願いいたしました。

今年は、東京理科大学創立140周年の記念すべき年であります。この間、各分野に多くの優秀な人材を輩出され、日本を代表する理工系総合大学として、社会に貢献されていることに心より敬意を表するとともに、今後のさらなるご発展をご祈念申し上げます。

昨年7月に天然ガス事業所の施設設備の故障により、東京理科大学学生寮に温泉を供給できない状態となっていることについては、対応策のひとつとして、長万部温泉の余剰温泉水量の調査を行いました。十分な温泉水の供給はできないという結果となりました。このような状況から今後の対応について、大学側に不利益が生じないよう種々協議を続けてまいります。

また、令和4年度以降の長万部キャンパスの利用について、計画変更の連絡がありましたので、ご報告いたします。

1点目は、令和3年度に新設した経営学部国際デザイン経営学科1年次の長万部キャンパスでの教育について。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況を踏まえ、令和3年度に引き続き令和4年度も長万部キャンパスの利用を見送り、神楽坂キャンパスにて実施するというもので、寮での集団生活を行う新入学生、長万部キャンパスの教職員ならびに地元町民の健康と安全確保を最優先に考えた決断であります。

2点目は、令和4年度から理工学部の4学科に国際コースを設置し、1年次の教育を長万部キャンパスで行うとしていた計画を中止するというもので、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により留学生志願者の増加が見込めないこと、およびアフターコロナの社会の大きな変化により国際化、特に留学生教育の在り方を見直さざるを得ないということでもあります。東京理科大学がコロナ禍の状況を踏まえ慎重に検討し、苦渋の決断をされたことについては、大学の判断を尊重し受け入れざるを得ないと考えます。なお、学生寮の改修の準備を引き続き進められており、新型コロナウイルス感染症が収束した場合、令和5年度以降の経営学部国際デザイン経営学科入学生の、長万部キャンパスにおける全寮制教育には変更がないとのことでもあります。また、新築した教員住宅については、順次入居が開始される予定となっております。

次に、第4次長万部町まちづくり総合計画などについて申し上げます。

令和3年度から今後10年間のまちづくりを基本とする「第4次長万部町まちづくり総合計画」がスタートしました。この計画が町発展の基礎として、その実現に向け町民の参加と合意による個性的なまちづくりを進めてまいります。

また、第4次長万部町まちづくり総合計画と並行して3月に策定した「長万部町国土強靱化地域計画」についても、大規模自然災害から町民の生命・財産と社会経済機能を守ることを主な目標として、関連施策の推進に努めてまいります。

さらに、本町の地域公共交通の現状と課題を整理し、持続可能な公共交通ネットワークを一体化に形成することを目的として「長万部町地域公共交通計画」を令和3年度から2か年で策定するため準備を進めております。

次に、長万部都市計画マスタープランなどについて申し上げます。

本町では、長期的・総合的な都市づくりの方針である「長万部都市計画マスタープラン」を平成16年に策定しましたが、それから17年が経過し、その後、北海道新幹線について、長万部駅を含む新函館北斗・札幌間が令和12年度末までの開業が予定されるなど、本町を取り巻く状況が大きく変化していることから、本年3月に計画を見直し、新たな「長万部都市計画マスタープラン」を策定いたしました。計画の目標年次を、新幹線開業から開業後のまちの変化を見据えて、令和3年度からおおむね20年後の令和22年度までと設定し、土地の利用や社会情勢の変化に対応するまちづくりを目指してまいります。

また、同じく3月に北海道において、都市計画の上位計画と位置づけられる「長万部都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が新たに策定され、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりの推進が位置づけられたところでもあります。

さらに同じく3月に本町において、バリアフリー移動円滑化促進区域を定めた「長万部町移動円滑化促進方針」を策定しました。この方針に基づき長万部駅を中心とした町のバリアフリー化を推進いたします。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。

現在、町内では5つのトンネル工事が施工中であり、6月1日現在において、掘削中の立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち延長2,782メートルが、豊津工区では2,060メートルのうち568メートルが掘削されており、内浦トンネルの静狩工区は、本坑5,570メートルのうち延長1,544メートルが掘削されております。また、豊野トンネル外1か所では本坑2,155メートルのうち354メートルが、国縫トンネルについても本坑1,330メートルのうち264メートルが掘削されているところであります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

3月末に協力隊を卒業した隊員1名については、大町で「炭火焼き鳥まっちゃん」を独立開業し、今後も本町に定住することになりました。

また、令和3年度は前年度から引き続き、地域文化推進員1名、提案型地域おこし協力隊員1名が活動しておりますが、このたび6月1日から、提案型地域おこし協力隊1名を新たに採用いたしました。提案事業については、地域福祉活動の拠点の場として、エコビレッジ型の多世代型シェアハウスの運営を目標としており、役場の保健福祉課などを拠点として、今後、地域おこし活動を行います。町では、これら合計3名の協力隊員の就業・自立と定住に向けた取組に対する支援を、積極的に行ってまいります。

次に、老人福祉関係について申し上げます。

高齢者や心身に重度の障害を持つ方が、社会参加や日常生活の中で、タクシーを交通手段のひとつとして容易に利用できるよう料金の一部を助成しておりますタクシーチケットは、4月6日から役場窓口で、13日には国縫・中ノ沢・双葉・静狩の各会館に出向き交付を行いました。5月末までの対象件数は774件で、交付件数は673件、約87%の交付率であります。また、9月20日の敬老の日に合わせ、長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて町内にある公衆浴場に対し助成を行い、9月11日から20日までの10日間、60歳以上の方を対象に無料開放する予定であります。なお、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、児童福祉関係について申し上げます。

4月1日にさかえ保育所の入所式を行い、今年度の入所児童数は、定員60名に対して39名の入所となっております。一時保育事業の4月の利用は、3歳未満児が1名で延べ8日間、小学校低学年児童受入事業の利用は、1年生から3年生が5名で延べ39日間、保育所に併設している地域子育て支援センターは、延べ53組で119人の親子の利用となっております。

放課後児童健全育成委託事業の学童保育所「ななかまど」は、現在、小学1年生1名、2年生4名、3年生3名、4年生3名、5年生1名の計12名の入所となっております。

また、4月から認定こども園に移行した長万部マリア幼稚園の今年度の入園児童数は、利用定員60名に対して、33名の入園となっております。

次に、つながりサポート型相談窓口設置委託事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大による望まない孤独、孤立で不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるようにするための相談業務を長万部町社会福祉協議会に委託して実施してまいります。そのための補正予算を本定例会に提案しております。なお、この事業については地域女性活性推進交付金の対象事業として国へ応募しているところであります。

次に、子育て世帯への生活支援特別給付事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世

帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金として児童1人あたり一律5万円が支給されます。ひとり親以外の子育て世帯分については、町から支給することになっておりますので、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案しております。速やかに支給できるよう準備を進めております。

次に、地域会館の休館について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、地域会館は、葬儀および災害発生時の避難場所として使用する場合を除き、緊急事態宣言期間中は休館とさせていただきます。ご利用者のみなさまにはご不便をおかけしますが、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、生活環境関係について申し上げます。

令和2年度の本町のゴミ収集総量は1,894トンで、前年度と比較して55トンの減となっております。また、渡島廃棄物処理広域連合に排出した可燃ゴミの量は1,555トンで、前年度と比較し64トンほど減少いたしました。

ゴミの減量化の一環として、小型家電は役場内に、廃食用油は各会館等に無料回収ボックスを設置し、衣類については各地域等へ年2回の巡回無料回収と役場内担当窓口での随時無料回収を行っております。今後もゴミの減量には、町民一人ひとりの意識と実行が欠かせないため、ゴミの分別排出にもご協力いただくよう一層の啓発に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

家畜の主たる飼料作物であります牧草について、4月および5月の平均気温は例年に比べて高く、5月15日現在の作況状況では、適度な降雨と気温により生育は順調に進んでおります。また、サイレージ用とうもろこしについても、播種作業が平年並に進んでいる状況となっております。

牧野事業では、足腰の強い優良な後継牛の育成や生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場の運営事業を行っておりますが、入牧予定牛の事前検査やワクチン投与等を行っており、牧場内での牛ウイルス性下痢等感染防止に努めております。

入牧状況につきましては、町内酪農家の飼育牛は、4月27日に共立牧場へ173頭、5月12日に蔵岱牧場へ123頭が入牧しました。共立牧場は、入牧頭数に余裕があるため、今年度も豊浦町および洞爺湖町の酪農家の飼育牛の預託を受け入れ、5月14日に106頭の入牧が終了し、合計402頭が入牧しております。

また、公共牧場および個別経営体において、植生改善による良質な自給飼料生産や暗渠排水整備等による機能向上のため、道営草地整備事業を今年度も予定しております。

生乳生産量は、1月から4月まで3,206トン、乳代は2億9,342万円となり、前年に比較し115トンの減となり、乳代では973万円の減となっております。

黒毛和牛の1月から4月までの販売頭数は69頭、販売金額は5,443万円となり、前年に比較し、販売頭数では5頭の減となり、販売金額では261万円の増となっております。

なお、このたび本町に大型農業生産法人が現地法人を立ち上げ、大規模酪農経営の参入に向けて、農地集積等の準備および本格的調査の段階に入っております。

次に、林業関係について申し上げます。森林環境保全整備事業の特定森林再生事業で実施している共立地区の地拵・植栽事業0.5ヘクタールは4月24日に着工し、5月20日に完成しております。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

有害鳥獣駆除対策は、長万部町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携を図りながら効果的な被害防止対策を実施しております。ヒグマや近年個体数が急増しているエゾシカ、および特定外来生物であるアライグマなど、林業や農業へ被害をもたらしていることから、総合的に対処するため、今年度も引き続き「鳥獣被害防止対策事業」を同協議会に委託し、ハンターによる巡回の徹底や有害鳥獣駆除業務を実施し、被害防止対策の強化を図っております。

また、近年有害鳥獣の駆除頭数も増加傾向にあり、鳥獣保護管理法により捕獲鳥獣を捕獲場所へ放置することは禁止されていることから、有害鳥獣駆除を実施した際の適切な処理のため、解体処理施設整備に対する補助金の補正予算を本定例会に提案しております。今後も関係機関と連携を図り、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律等に基づき、人畜被害を防止するため適切な処置を実施してまいります。

次に、漁業関係について申し上げます。

基幹産業であるホタテ貝養殖漁業は、令和元年度の記録的なへい死や生育不良から回復し、令和2年度の生産量は1万4,478トンとなり、前年度に比較して5,931トンの増で、生産額では27億6,887万円となり、前年度と比較して8億9,159万円の増となっております。

渡島北部地区水産技術改良普及指導所が、本年3月に長万部町海域のホタテ稚貝の生育等を調査した結果、正常貝は86%、変形および欠殻貝が11%、へい死等の死貝が約3%となり、例年と比較しても良好な生育状況となっております。また、国のアイヌ政策交付金事業等にて管外より移入したホタテ稚貝の生育状況は、正常貝が約90%とこちらも良好な生育となっておりますので、引き続き関係機関と連携し生育状況を注視してまいります。また、近年全国的に不漁が続く秋鮭漁の令和2年度の漁獲量は348トンで、前年度に比較し約114トン減少しましたが、単価上昇により漁獲額は2億5,781万円となり、3,036万円の増となっております。

次に、商工観光労政関係について申し上げます。

中小企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により深刻な状況となっております。北海道には6月20日まで緊急事態宣言が発令され、町内の企業活動にも大きな影響が出ております。このような先の見えない不安感を払拭し、経済面での影響を最小限にとどめるため、町内商工業者に対する「緊急事態宣言に係る臨時給付金事業補助金」の補正予算を本定例会に提案いたしております。また、今後の経営不安を解消するために、本年度も事業経営の安定化を図るための、中小企業特別融資資金の貸付けを関係機関と連携し引き続き実施いたします。

観光振興では、新型コロナウイルス感染症収束後に新規コンテンツの発掘・情報発信を目指すとともに、引き続き長万部町、豊浦町、黒松内町の3町連携による「はしっこ同盟」、さらには、長万部町、八雲町、今金町、せたな町の「北渡島檜山4町地域連携推進協議会」などの広域連携事業を中心とした活動・取組も一層強化してまいります。

また、5月の設立総会において法人化した長万部観光協会では、JR長万部駅構内に設置されております観光案内所「インフォまんべ」を拠点に、町の観光情報を発信するとともに、積極的な観光客の誘致に努めております。さらに、町を訪れる多くの観光客のみなさまへ長万部温泉や二股ラヂウム温泉、飲食店の紹介をはじめ町内の観光情報を提供しております。今後、さらなる事業の展開・拡大・充実が期待されます。

なお、本町の経済活性化の一環であります合宿等誘致事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け予約がない状況であります。収束後の再開に向け協議を重ね、さらなる合宿誘致を目指し

ております。多目的活動センターあつまんべは、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言期間中は休館とさせていただきます。

次に、建設関係について申し上げます。

建築事業では、町営住宅はまなすシルバーハウジング非常灯外交換工事が、7月16日までの工期で実施中であります。これは、はまなすシルバーハウジングの共用部における停電時点灯照明器具等の老朽化のため、交換を行うものであります。その他、各公共施設や町営住宅の修繕工事については、計画的に実施しております。

道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事が11月19日までの工期で、管内道路排水等清掃業務については11月26日までの工期で発注しております。また、北海道新幹線建設に伴う中央跨線橋の撤去設計を行うための補正予算を本定例会に提案いたしております。その他、町道の維持補修等については計画的に実施しております。

住宅関係では、同じく北海道新幹線建設に伴う町営住宅南部団地仮移転での既存町営住宅以外の借り上げ住宅へ仮移転される方の転居が、7月末までに完了予定であります。

公園関係では、長万部公園キャンプ場は、新型コロナウイルス感染対策の徹底が困難であることから、今年度の開設を取りやめたところであります。また、あやめ公園パークゴルフ場は、4月16日に新型コロナウイルス感染症対策を施したうえでオープンしましたが、5月16日の緊急事態宣言が発令されたのを受け、一時的に休業とさせていただきます。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

昨年度策定した「公共下水道ストックマネジメント契約」に基づき、5月12日に日本下水道事業団へ終末処理場更新実施設計業務を委託し、社会資本整備総合交付金事業として施設更新事業を実施中であります。また、あわせて今年度から本計画に基づく下水道汚水管路カメラ調査も実施してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、発熱者外来を継続して開設しております。町民のみなさまには、患者間の接触を避けるための措置とご理解をいただき、町広報等を確認のうえ受診いただきますようご協力をお願いいたします。

次に、教育関係について申し上げます。

長万部高等学校制服購入費補助は、新入学生の保護者19人から申請があり、103万8,400円を4月30日に委任払により制服納入業者に支出しております。長万部高等学校通学費補助は、黒松内町、室蘭市、八雲町および森町の通学者35人から申請があり、670万140円の支給を予定しております。

また、国公立大学および東京理科大学生に対する奨学金の給付や貸付は、国公立大学生4名からの申請があり、奨学金運営委員会を開催して奨学金の決定をしております。

なお、教育委員会で管理する各社会教育施設につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言期間中は休館とさせていただきます。

次に、消防関係について申し上げます。

今年5月末現在での火災発生はありませんでした。火災予防では、春の全道火災予防運動期間中、消防車による防火広報、ホテルや大型店舗など不特定多数の方が出入りする施設への防火査察を実施し、町内に火災予防運動の旗73本を設置しました。今後とも火災予防を徹底するとともに、住

宅用火災警報器の適正設置と早めの更新を啓発してまいります。

救急業務では、今年１月から５月末までの救急車出動件数は１２６件、搬送人員は１２３人で、昨年同期と比べ出動件数が９件、搬送人員は９人でともに増加しております。また、ドクターヘリの運用状況は、長万部町管内での要請事案は５件となっております。

消防団につきましては、３月３１日付で４名が退団、４月１日付で１名が入団し現在の消防団員数は１３８名となっております。また、「おしゃまんべ消防フェス」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から昨年同様中止といたしました。

終わりに、本定例会に提案した議案は、専決処分の承認や条例の一部改正、一般会計補正予算など１２件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ行政報告を終わります。

２頁目１１行、「外来患者」と申し上げましたが、「外来患者数」に訂正いたします。６頁目３行、「一体化」と申し上げましたが、「一体的」に訂正します。８頁の１８行目、「地域女性活性推進」と申し上げましたが、「地域女性活躍推進」に訂正します。１１頁の１３行目、「水産技術改良普及指導所」と申し上げましたが、「水産技術普及指導所」に訂正いたします。１３頁１２行目、「ストックマネジメント契約」と申し上げましたが、「ストックマネジメント計画」です。１４頁１９行目、「ドクターヘリ」と申し上げましたが、「道南ドクターヘリ」と訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で、木幡町長よりの行政報告を終わります。

◎承認第１号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第４、承認第１号専決処分の承認について（長万部町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第１号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月に公布されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、町民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税に係る規定の整備、その他、税制改正に伴う条文整備や、文言の整理等を行うものであります。

議案には、１頁から２１頁までの新旧対照表と、１頁から４頁までの一部改正の概要を添付いたしております。

改正内容につきましては、新旧対照表と一部改正の概要を合わせてご覧ください。

新旧対照表及び一部改正の概要の１頁をご覧ください。はじめに第１条関係による改正についてご説明いたします。

第24条は個人の町民税の非課税の範囲で、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いについて、政令の改正にあわせて見直すものであります。

1頁から2頁、第34条の7は寄附金税額控除で、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しであります。

2頁から3頁、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書で、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

3頁から4頁、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書で、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、および公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

4頁、第53条の8は特別徴収税額で、退職所得申告書の定義に係る規定の整備であります。

4頁から5頁、第53条の9は退職所得申告書で、退職所得申告書の電子提出に係る規定の整備であります。

5頁、第81条の4は環境性能割の税率で、法律改正にあわせて読替規定を対象に追加するものであります。

5頁から6頁、附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものであります。

概要の2頁、新旧対照表は6頁、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、セルフメディケーション税制の延長に係る規定の整備であります。

6頁から7頁、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合、8頁、附則第11条は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、同じく8頁、附則第11条の2は、令和4年度または5年度における土地の価格の特例、8頁から10頁、附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、10頁から11頁、附則第13条は、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、11頁、附則第14条は、免税点の適用に関する特例で、いずれも法律改正にあわせて規定を整備するものであります。

概要の3頁、新旧対照表は11頁から12頁、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例で、法律改正にあわせた規定の整備であります。

12頁、附則第15条の2は軽自動車税の環境性能割の非課税で、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するものであります。

13頁、附則第15条の2の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、法律改正にあわせて読替規定を対象に追加するものであります。

13頁から16頁、附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、75パーセント軽減については自家用乗用車以外を対象に2年間延長し、50パーセント軽減および25パーセント軽減については、対象を営業用乗用車に限定した上で、特例期限を2年間延長するものであります。

16頁から17頁、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、17頁、附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、それぞれ法律改正にあわせて規定を整備するものであります。

17頁、附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

で、法律改正にあわせて、住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長を行うものであります。

次に、第2条関係による改正についてご説明いたします。概要の4頁、新旧対照表の18頁から19頁までは、令和2年条例第9号の一部改正で、通算法人について当初の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について規定する等、所要の措置を講ずるものであります。

20頁、附則第1条は施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するという規定であります。

20頁から21頁、経過措置は、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第19号））

○議長（辻義雄） 日程第5、承認第2号専決処分の承認について（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第19号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第19号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第19号）は、本年第1回町議会定例会の一般会計補正予算（第17号）の説明の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の最終決定および譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため専決処分をせざるを得ない旨ご説明したところであります。このたび最終決定がありましたので専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,087万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6億421万6,000円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は218万8,000円の追加で、内訳は地方揮発油譲与税が9万4,000円の減額、自動車重量譲与税が228万1,000円の追加、森林環境譲与税が1,000円の追加であります。

利子割交付金は3万3,000円の追加、配当割交付金は26万3,000円の追加、株式等譲渡所得割交付金は49万3,000円の追加、法人事業税交付金は137万8,000円の追加、地方消費税交付金は3,151万8,000円の追加、環境性能割交付金は225万2,000円の減額、地方交付税の特別交付税は9,835万7,000円の追加、交通安全対策特別交付金は5万9,000円の追加で、それぞれ交付額確定によるものであります。

国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生事業は7,124万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定によるものであります。

道支出金は8万6,000円の追加で、内訳は民生費道補助金、社会福祉施設等感染防止対策事業が8万円の追加、民生費道委託金、地域児童福祉事業が6,000円の追加であります。

町債、総務債、高度無線環境整備債は3,000万円の減額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費は3,087万7,000円の追加であります。一般管理費、積立金1億212万2,000円の追加は、今回の補正で生じた財源を後年度以降の財源調整のため財政調整基金に積立するものであります。この積立をしたあとの令和2年度末当基金残高見込額は9億5,626万8,000円となります。

電子計算費、負担金・補助及び交付金7,124万5,000円の減額は、高度無線環境整備推進事業負担金の減額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定によるものであります。

農林水産業費、林業総務費、積立金は1,000円の追加で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴う追加であります。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。第2表は地方債補正であります。地方債の変更は、起債の目的、高度無線環境整備、変更前9,000万円を変更後6,000万円に3,000万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

第3表は繰越明許費補正であります。繰越明許費の変更は、款、総務費、項、総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業で、変更前の金額2億5,510万7,000円以内を、変更後の金額1億8,386万2,000円以内に7,124万5,000円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第19号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。6頁から10頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に5頁をご覧ください。第2表地方債補正及び第3表繰越明許費補正を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2表地方債補正及び第3表繰越明許費を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第 3 号 専決処分の承認について

(令和 3 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))

○議長(辻義雄) 日程第 6、承認第 3 号専決処分の承認について(令和 3 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長(佐藤剛) ただいま上程されました、承認第 3 号専決処分の承認について、その内容をご説明申し上げます。

この専決処分は、令和 3 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 31 日付で専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

このたび令和 2 年度の療養費等の支払額が確定し、1,153 万円の不足が生じたので、令和 3 年度本会計より繰上充用するため、補正予算(第 1 号)を 5 月 31 日付で専決処分し、不足額を補てんしたものであります。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 1,153 万円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 6,089 万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

歳出は、繰上充用金、補償・補填及び賠償金で 1,153 万円の追加で、不足額の補てんであります。

歳入は、道支出金、保険給付費等交付金、特別交付金で、同じく 1,153 万円の追加で、繰上充用に係る財源であります。

以上が、承認第 3 号令和 3 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)の内容であります。よろしくご承認下さるようお願い申し上げます。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

午前 11 時 15 分まで休憩いたします。

10 時 58 分 休憩

11 時 15 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

**◎議案第 1 号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例**

○議長（辻義雄） 日程第 7、議案第 1 号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

目次中「・第 50 条」を「一第 51 条」に改めます。

次に、次の 1 条を加えます。第 49 条電磁的記録で、家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

これは、事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における記録の作成、保存等について、原則として電磁的対応を認めることとするものであります。

以下、第 49 条を第 50 条とし、第 50 条を第 51 条とするものであります。

附則として、この条例は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。というものであります。

なお、本町には家庭的保育事業者はおりません。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 8、議案第 2 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 2 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る、令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されている、令和 3 年度分の国民健康保険税について、その全部または一部を減免することができるよう条例の一部を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

附則第 14 項中「及び令和 2 年度分」を「から令和 3 年度分まで」に、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものであります。

なお、この減免に係る費用につきましては、国の財政支援の対象となる見込みであります。

以上がただいま上程されました、議案第 2 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第3号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第3号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の保険料の減免を令和2年度に引き続き令和3年度においても実施するため、減額の対象となる保険料の納期限を変更するためと、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるなど文言を整理するための改正であります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

附則第10条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免で、第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めます。

次に、第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、同号中「維持する者」の次に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を加えます。

次に、第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれかの減少額」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額」に改めます。

2頁をご覧ください。同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改めます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料の減免を令和2年度に引き続き令和3年度においても実施するため、減額対象の保険料の納期限を令和4年3月31日までとするものであります。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の定義引用に改めるほか、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改めるなど技術的な文言整理を行うものであります。

附則として第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第2項は経過措置で、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号 長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 10、議案第 4 号長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 4 号長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、受益者が水洗便所等の改造のために金融機関より資金を借り入れる場合は、連帯保証人があることが定められておりましたが、民法改正等により金融機関では個人向け貸し付けの連帯保証人要件が緩和されていることから、これにあわせ水洗化等の普及促進を図っていくため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容をご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

条例第 3 条第 4 号の「確実な連帯保証人があること。」を削り、附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第 4 号長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

長崎議員。

○議員（5 番 長崎議員） これは下水道整備された地区での水洗便所なんですが、整備されていない、合併槽等の利用は可能なのか。

○議長（辻義雄） 中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） この条例につきましては、水洗便所のみにになります。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（5 番 長崎議員） 合併槽も水洗なんですけども、公共下水道という名前が入っていないので、今聞いてみたんですけど。

○議長（辻義雄） 中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） 公共下水道のものになります。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 財産の取得について

○議長（辻義雄） 日程第 11、議案第 5 号財産の取得についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第 5 号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、700 万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容を説明する前に、取得の相手方である北海道市町村備荒資金組合からの財産の取得について、仕組みをご説明いたします。

北海道市町村備荒資金組合は、道内の市町村が災害と不測の事態に備えるため、一定割合の資金を積み立てし運営する一部事務組合であります。この組合が、市町村の代わりに取得財産を購入し、市町村に譲渡したのちに、それを町が備荒資金組合に償還返済する仕組みとなっています。購入契約が業者と備荒資金組合で交わされたのち、町は備荒資金組合と譲り受け申請を行い、譲り受けと同時に町の財産となることから、財産の取得議決を要するものであります。

それでは議案の内容を説明いたします。取得財産が、「インターネット系強靱化対策関連機器一式」で、取得金額は 1,269 万 9,500 円。これに北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で、計算された利子分を加算した額です。なお、現在の利率でいきますと 0.1%となる予定であります。取得の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫であります。この「インターネット系強靱化対策関連機器一式」は、平成 28 年度に実施した自治体情報セキュリティ強靱化によるインターネット分離関連機器について、更新時期となっており、関連サーバー、無害化装置などを入れ替えすることにより、インターネット系強靱化を図るものであります。なお、譲り受け期限は令和 3 年 10 月 29 日までであります。

以上がただいま上程されました、議案第 5 号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号 令和 3 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 12、議案第 6 号令和 3 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 6 号令和 3 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ 3 億 1,614 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 53 億 1,414 万 7,000 円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は 1,879 万円の減額であります。一般管理費、給料は 253 万 5,000 円の追加。職員手当等は 180 万 1,000 円の追加。共済費 236 万 1,000 円の追加は、内訳が共済 135 万 5,000 円、退職 39 万 7,000 円の追加で、職員の異動に伴う人件費の整理。社会保険料 57 万 5,000 円、雇用保険料 3 万 4,000 円の追加は、会計年度任用職員分の追加であります。

財産管理費、需用費 200 万円の追加は施設修理費で、庁舎設備の経年劣化に伴う修理費用の計上。企画費、積立金は、北海道新幹線建設関連補償事業基金への積立 9,460 万円の減額で、補償事業への財源充当による減額。電子計算費、負担金・補助及び交付金 7,124 万 5,000 円の追加は、高度無線環境整備推進事業負担金であります。

歳入では、14 国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生事業で、歳出同額の 7,124 万 5,000 円を計上いたしました。税務総務費、給料は 231 万 3,000 円の減額。職員手当等は、153 万 7,000 円の減額。共済費は 119 万 2,000 円の減額で、職員の異動に伴う人件費の整理。

賦課徴収費、償還金・利子及び割引料、91 万円の追加は、個人町民税の過年度分申告に伴うもの、および固定資産税の土地に係る課税標準特例の適用区分変更などに伴う過年度分過誤納還付金の追加計上であります。

民生費は 244 万 8,000 円の追加であります。社会福祉総務費、給料は 270 万 5,000 円の減額。職員手当等は 111 万 9,000 円の減額。共済費は 110 万 6,000 円の減額で、職員の異動に伴う人件費の整理。委託料 90 万円の追加はつながりサポート型相談窓口設置委託で、新型コロナウイルス感染拡大による、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性に対する相談業務の実施を長万部町社会福祉協議会に委託するもの。負担金・補助及び交付金 80 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策事業補助で、マリア幼稚園および学童保育所ななかまどに対し、事業所等の消毒など、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、必要な経費を補助するものであります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金20万円のうち10万円、保育対策総合支援事業50万円のうち25万円、15道支出金、民生費道補助金、子ども・子育て支援交付金20万円のうち10万円を計上いたしました。

老人福祉総務費、負担金・補助及び交付金90万円の追加は公衆浴場敬老の日補助で、公衆浴場業者が、敬老の日の前後に実施する老人無料入浴事業に対し、その経費の一部を補助するもの。老人福祉センター施設費、需用費50万円の追加は修理費で、トイレ水抜栓の経年劣化に伴う修理費用の計上。償還金・利子及び割引料4万円の追加は老人福祉センター使用料還付金で、入浴施設の長期休止に伴う回数券の返還に対する還付金であります。児童措置費、需用費50万円の追加は消耗品費で、国による保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援としての、消耗品購入費であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業50万円のうち25万円を計上いたしました。子育て世帯生活支援費は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化対策として実施する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る関連予算の計上であります。

職員手当等5万5,000円の追加は時間外勤務手当。需用費4万1,000円の追加は、消耗品費が3万円、印刷費が1万1,000円の追加。役務費4万1,000円の追加は、通信費が1万3,000円、口座振込手数料が2万8,000円の追加。委託料100万1,000円の追加は給付金システム導入委託。負担金・補助及び交付金は260万円の追加で、子育て世帯、生活支援特別給付金であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援給付事業で373万8,000円を計上いたしました。

衛生費は、1億6,004万円の追加であります。保健衛生総務費、給料は170万3,000円の追加。職員手当等は122万7,000円の追加。共済費は111万3,000円の追加で、職員の異動に伴う人件費の整理。予防費、報酬408万3,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る検診看護師。需用費30万円の追加は、内訳が消耗品費15万円、医薬品費15万円で、国による乳児家庭等全戸訪問事業における、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るもの。使用料及び賃借料113万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る車借上料であります。

歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業で521万3,000円。民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金で、20万円のうち10万円。15道支出金、民生費道補助金、子ども・子育て支援交付金で、20万円のうち10万円を計上いたしました。

環境衛生費、需用費48万4千円の追加は、修理費で、葬斎場駐車場の経年劣化に伴う、舗装修理費用。病院事業費、繰出金1億5,000万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は1,945万円の追加であります。農業総務費、給料は315万円の追加、職員手当等65万2,000円の追加は、内訳が、期末手当35万7,000円、通勤手当16万9,000円、時間外勤務手当12万6,000円の追加で、大型農業生産法人が本町に現地法人を立ち上げたことにより、各種計画の変更や農業系補助金の申請手続の増加が見込まれるため、会計年度任用職員として農業政策専門員を採用するための人件費を計上。農地費、需用費26万円の追加は

消耗品費で、道営事業監督等、補助業務委託料の増によるもの。工事請負費 338万8,000円の追加は、経年劣化に伴う長万部町南地区浄水場機器取替工事および旧豊野地区水道施設の解体工事であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道委託金、道営事業監督委託金で26万円を計上いたしました。林業振興費、委託料100万円の追加は、森林環境譲与税を活用した森林所有者意向調査業務委託で、令和元年度に実施した森林所有者意向調査の結果を踏まえ、町へ経営管理委託を検討する私有林の現況調査業務委託であります。

歳入では、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で、100万円を計上いたしました。

工事請負費100万円の追加は、融雪等の影響により路面が洗掘された林道および作業道等の維持補修工事。負担金・補助及び交付金1,000万円の追加は大型獣解体処理施設整備事業補助で、有害鳥獣の駆除頭数が近年増加傾向にあることから、駆除した際の適切な処理のため、解体処理施設整備に対し補助するものであります。

商工費は3,002万5,000円の追加であります。商工総務費、職員手当等は2万4,000円の追加で、職員の異動に伴う人件費の整理。負担金・補助及び交付金1,000円の追加は消費者生活センター負担金。商工振興費、負担金・補助及び交付金3,000万円の追加は、緊急事態宣言に係る臨時給付金事業補助で、新型コロナウイルス感染拡大により北海道に緊急事態宣言が発令されたことから、経済面での影響を最小限にとどめるため、町内商工事業者のリスク回避と、安定した経営が持続的に営めるよう、事業主体である長万部商工会に対し経済支援策として補助するものであります。

土木費は2,412万円の追加であります。土木総務費、給料は6万6,000円の追加。職員手当等は11万4,000円の追加。共済費は22万5,000円の追加で、職員の異動に伴う人件費の整理。

2頁をご覧ください。道路橋梁維持費、委託料2,341万5,000円の追加は測量調査設計委託で、北海道新幹線建設に伴い長万部中央跨線橋が支障となるため、その撤去に伴う設計業務委託料であります。

歳入では、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金で、歳出同額の2,341万5,000円を計上いたしました。

都市計画総務費、委託料30万円の追加は駅前複合施設案作成業務委託で、新幹線駅周辺の整備にあたり、商業機能の集約などを検討するためのたたき台となる案の作成業務委託料であります。

教育費は9,885万4,000円の追加であります。事務局費、委託料121万2,000円の追加はGIGAスクールサポーター業務委託で、GIGAスクール事業により整備した学習者用パソコン端末を有効活用するため、教員向けのスキルアップ講習などの業務委託であります。

歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備事業で、57万5,000円を計上いたしました。

小学校費、学校管理費、報酬40万8,000円の追加はスクールサポートスタッフで、学校内の消毒作業を行う会計年度任用職員であります。現在は道費で任用しておりますが、道の予算配分が大幅に削減されることから、不足する分を町が任用するものであります。中学校費、学校管理費、報酬31万6,000円の追加はスクールサポートスタッフで、内容は、小学校費での説明と同様であります。需用費4万円の追加は消耗品費。役務費3万円の追加は建物保険料。工事請負費9,

460万円の追加は、北海道新幹線建設工事に伴い、移転の必要が生じた教員住宅新築工事であります。社会教育総務費、負担金・補助及び交付金65万円の追加は芸術文化鑑賞事業補助で、事業の実施が決定したことにより計上するもの。学習文化センター施設費、工事請負費141万1,000円の追加は、経年劣化に伴う冷暖房循環ポンプ取替改修工事。海洋センター施設費、需用費18万7,000円の追加は修理費で、ボイラー配管の経年劣化に伴う修理費用の計上であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

14国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業72万円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、中間サーバ構築分であります。

18繰入金、財政調整基金繰入金は2億908万1,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、4億9,424万6,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和3年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに総務費、6頁から7頁です。ありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 7頁の賦課徴収費の中で、固定資産税の部分が出てきたんですけど、ここの件数と内訳をお願いします。

○議長（辻義雄） 本前税務課長。

○税務課長（本前武広） お答えいたします。固定資産税の還付につきましては、件数は1件でございます。住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例が正しく適用されていなかったことから、1件で117万6,000円の還付となります。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） これは1年分ですか。

○議長（辻義雄） 本前税務課長。

○税務課長（本前武広） こちらの土地につきましては、平成22年度分から令和2年度分まで11年分の還付額の合計でございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 間違っただけか、気づかないで徴収してたのかわかりませんが、これ気がついたところというのは、例えば相手方から言われて気がついたのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（辻義雄） 本前税務課長。

○税務課長（本前武広） この土地につきましては昨年相続がありまして、その相続があったことから異動データを処理している中で、3年度の賦課に向けて3月中に異動する必要の中で、特例の適用漏れがあったことを発見いたしましたので、3年度からは正しい金額で賦課をしております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

高森議員。

○議員（7番 高森功治） 今の柏倉議員さんの質問の関連なんですけど。それは役場のミスとかではなくて、申請されるものがされなくてそうってしまったという話でいいんですか。

○議長（辻義雄） 本前税務課長。

○税務課長（本前武広） 土地の住宅用地の特例につきましては、土地の住宅の数によりまして、具体的に申し上げますと1棟につき200平米までは課税標準が6分の1に、住宅用地の10倍までは課税標準が3分の1になる特例があるんですけども、今回の事象につきましては、1件の土地に複数の住宅が建っておりまして、その内の1軒を取り壊したことにより、住宅用地の特例を1軒分外すところを、当時の担当者が全部の、複数件の住宅用地の課税標準の特例を外してしまったことによりまして、過徴収となってしまったというような状況でございます。ですので、町の入力の手誤りというのが原因で、還付が生じたということでございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、9頁です。ありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 2番予防費の中の需用費で、全戸訪問という説明があったんですけど、この内容を詳しく教えてください。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ご質問がありました乳幼児家庭全戸訪問事業でございますが、これは子ども・子育て支援事業の中に、放課後児童健全育成事業ですとか、一時預かり事業ですとか、幾つか事業のメニューがありまして、その中のひとつがこの乳幼児家庭全戸訪問事業でございます。子どもが生まれた家庭に保健師が訪問していると。その際の感染予防対策の消耗品に対して国から交付金が出るというものでございます。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） ちょっとよくわからなかったんですけど、1軒ずつ訪問するっていうことじゃないということの捉え方。件数とかも、もしわかっているのであれば。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） お子さんが生まれた家庭を全戸訪問しているということでございます。今年度におきまして、これから生まれてくる家庭もございますので、およそ最近の新生児の数をみますと、30人に満たないということでございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

高森議員。

○議員（7番 高森功治） 病院事業費の1億5,000万ですけども。新年度が始まって今日でちょうど2か月半なんですけども、この議案書出したときは計算したときで2か月くらいなのかなと思うんですけども、2か月でどれくらい収入を見込んで、それが実際にはいくらくらいだったのかちょっとお聞きします。

○議長（辻義雄） 佐藤病院事務長。

○病院事務長（佐藤修） 今回補正した内訳につきましては、入院につきましてはだいたい1日平均18.5人で見ておきまして、年間で1億1,000万ほどでございました。外来につきましては、

1日112人で、年間2億100万ほどで、合わせて4億ほど見込んで当初計算しておりました。しかしながら、現在2か月経過ですけれども、診療報酬等につきましては、前年より増はしておりますが、1か月1,300万から1,500万程度ということで、このまま推移していきますと、3億まではいかない金額になろうかなと思っておりまして。当初組んだときは、後ほど説明しますが新型コロナウイルスの、いわゆる第4波は来ないと思って計上しておりましたが、その部分が見込みがちょっと当初よりは少ないということで、今回の1億5,000万という一般会計からの繰り出し金を、一般会計のほうに要求したという経過でございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、9頁から10頁です。ありませんか。

長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） 10頁の林業振興費、18番の負担金・補助及び交付金の1,000万円なんですが、これ大型獣解体処理施設整備事業補助となってるんですが。これは私も賛成なんですが、果たしてこの1,000万ぐらいでできるのかどうか、これは当然人間の口にも入るような処理をするんだろうとは思いますが、当然保健所の検査、要するに許可も必要になるだろうし、今現在施設があって、整備をしていくというのであれば、これ、このくらいでできるかもしれないですけども、新設でこのくらいの予算でできるものなのかどうか。どうなんですか。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） お答えいたします。今回上程しています大型獣解体処理施設なんですけれども、食肉加工等は今のところ考えておりません。あくまでも平屋の解体処理の施設を作りまして、そこで大型獣を吊して解体する施設を計上しております。以上です。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） 何のために解体するんですか。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） 今、猟友会の個人宅の車庫を利用して解体をしております。猟友会の会員も増えておりまして、個人宅が使えないときに困るので、今回大型獣の解体処理施設を上程しています。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） これ処理した肉はどうするんですか。また産業廃棄物みたくになって、お金が掛かってくるんじゃないんですか。最後ですから、3点目ですけども、これちょっときちっと対応していかないとこれ大変ですよ。八雲にもあるんですけども、あそこはきちっとしたものでやってみたいですけど。倉庫でこういうようなもの処理して病気でも何でもなったらねえ、これもう少しいい方法はないんですか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今日行政報告の中で、この件については説明したんですけども、実際今の鳥獣保護している協議会の人方から要請があって、この金額を設定したということで、その設計と運用については、協議会の人方が実施していくということの話で、例えば1,000万の予算の補助金だけで1,000万で終わってない。そしたら今これが決まらないと、設計だとか施設の状況というのが見えてこない。通らなかったらできるわけないんだから。だから議決がなければ通ってい

かない。そういうことです。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、１０頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、１１頁です。ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（２番 辻紀樹） １１頁、８土木費の４都市計画費の委託料で、駅前複合施設案の作成業務委託で３０万とありますけど、ちょっと少ないなと思ってるんですけど、どのような作業内容を委託するんですか。

○議長（辻義雄） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいまの駅前複合施設案作成業務委託についてでございますが、こちらにつきましては、３月策定されましたおしゃまんべ都市計画マスタープランにおきまして、新幹線駅前周辺整備の本町通の拡幅や、土地区画整理事業の導入検討というのが、町の方針となりましたので要求するものでございます。中身につきましては、中心市街地における商業機能の確保や、駅前周辺における商業機能の集約などを検討していく上で、地域住民や関係機関との話し合いに使用するたたき台案が必要と考え、今回関連する経費を予算要求させていただいているものでございます。たたき台案の中身につきましては、複合商業施設の完成予想図、３Ｄの絵を作成することを予定しておりまして、施設の詳細については、商業、住民施設、そして自由通路、昇降棟、あと防災駐車場にまちの駅を入れた施設を想定してございます。以上でございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に教育費、１１頁から１２頁です。ありませんか。

柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） １２頁の学校管理費の中で、工事請負費、教員住宅新築工事とありますけれども、これ場所と、それから内容をちょっと教えてください。

○議長（辻義雄） 対馬学校教育課長。

○学校教育課長（対馬政宏） お答えいたします。場所については、地番でいうと字栄原１４３番地２５、具体的に言いますとパークゴルフ場駐車場横の町有地になります。建物の概要については、木造平家建て１棟２戸入りを２棟建てるもので、２ＬＤＫタイプのものを４つ建てるものが概略となっております。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

村川議員。

○議員（１番 村川毅） 社会教育費１２頁、負担金・補助及び交付金で、さきほど芸術文化鑑賞事業が中身が決まったというお話でしたけれども、中身の説明をちょっとお願いします。

○議長（辻義雄） 神野社会教育課長。

○社会教育課長（神野隆之） お答えいたします。芸術鑑賞事業の内容につきましては、予定して

おるのが朗読劇でありまして、その中身につきましては「この子たちの夏」という題名の、広島・長崎、終戦時の原爆の関係の朗読劇でございます。出演するのが、予定されているのが、かとうかず子さんですとか、古村比呂さん、原日出子さんなどを予定しております。以上です。

○議長（辻義雄） 教育費、あとありませんか。

〔「なし」の声あり〕

午後１時まで休憩します。

１２時０８分 休憩

１３時００分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育費の質疑ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは教育費を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに国庫支出金、４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

次に諸収入、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入を終わります。

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号 令和３年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（辻義雄） 日程第１３、議案第７号令和３年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第7号令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ110万円を追加し、補正後の予算総額を3億1,878万7,000円とするものでございます。

はじめに歳出からご説明をいたします。下水道費110万円の追加は、今後施工予定の新幹線建設工事に伴い、道道の長万部中の沢線、中山大通線、新開公園線に埋設している汚水管の移設が必要なことから、この移設設計委託分として当初予算で1,700万円を計上しておりましたが、このたび鉄道・運輸機構と支障移設に係る設計委託に関する協定を締結するため細部の協議を行ったところ、既設汚水管路の撤去方法や距離が変更となり、設計費用が増額となることが想定されることから、設計のための委託料を追加するものでございます。

歳入では、諸収入、雑入、管路施設移設事業として、歳出同額の110万円を計上いたしました。

なお、鉄道・運輸機構との協定によりまして、設計等は本町が行い、設計費の総額費用については全額補償していただく内容となります。

以上が、令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和3年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第8号令和3年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤病院事務長。

○病院事務長（佐藤修） ただいま上程されました、議案第8号令和3年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により、外来患者の診療および入院患者の減少が予想されることから補正するものであります。

補正の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入で病院事業収益に100万円を追加し、補

正後の予算総額を6億9,865万1,000円と改めるものであります。内訳では、入院収益7,800万円減額は、入院患者数の減少による減。外来収益7,100万円の減額は、外来患者数の減少による減。他会計補助金1億5,000万円の追加は、入院収益および外来収益の減額分を一般会計から繰り入れするものであります。支出の補正はございません。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。第2条業務の予定量の年間患者数、入院延べ8,760人を6,753人に、外来延べ3万6,300人を2万7,104人に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、概要の中でご説明いたしましたので省略いたします。

第4条は他会計からの補助金で、予算第7条中1億2,000万円を、2億7,000万円に改めるものであります。

以上が、令和3年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。補正予算書の第2条業務の予定量および第4条他会計からの補助金を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 令和2年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（辻義雄） 日程第15、報告第1号令和2年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第1号令和2年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

本件は、本年2月の町議会臨時会および3月の町議会定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することのご承認を頂きました5事業について調製を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和2年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、総務費、項、総務管理費、事業名「高度無線環境整備推進事業」から、款、教育費、項、中学校費の事業名「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」までの5事業について、令和3年度に繰越をし、現在それぞれ事

業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は、2億2,130万2,000円で、この財源内訳は、既収入特定財源が129万1,000円、国庫支出金が1億5,698万9,000円、地方債が6,000万円、一般財源が302万2,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により6月16日および17日の2日間を休会としたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって6月16日および17日の2日間を休会することに決定いたしました。

なお、本会議は6月18日午前10時から再開いたしますのでご承知おきをお願いします。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

13時11分 散会
